

アイヌ共用林野設定契約書

国（以下「甲」という。）と、共用者（以下「乙」という。）とは、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）及び農林水産省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第4号）並びにアイヌ施策推進法第16条第2項により適用される国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき、下記条項を約定して、共用林野の設定について契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月9日

国

分任契約担当官

北海道日高郡新ひだか町静内緑町5丁目

日高南部森林管理署長 梶岡雅



共用者

北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目

北海道新ひだか町長 大野克



記

- 共用林野の所在
【静内地区】北海道日高郡新ひだか町静内
静内国有林 7、8、114、116～118林班
【三石地区】北海道日高郡新ひだか町三石
三石国有林 3149～3151林班
3165、3166林班、3207林班
- 共用林野の面積
【静内地区】 577.93 ha （別紙図面のとおりに）
【三石地区】 491.25 ha （別紙図面のとおりに）
- 契約の存続期間 自 令和2年7月9日
至 令和6年3月31日
- 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法
【静内地区】 ヤナギ（枝）：年平均約500本
【三石地区】 ヤナギ（枝）：年平均約100本
- 使用料 規程第64条第1項に基づき免除とする。
- 共用者の住所を有する区域及び共用者としての要件
新ひだか町内に居住する者であって、イナウの作成、使用等を通じてアイヌ文化の復興等に資する意向のある者等（名簿記載者）
- 特約事項 （別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおりに）

第1条 乙は、共用林野を新ひだか町アイヌ施策推進地域計画の記載事項に則り、使用しなければならない。
2 乙は、採取した林産物を新ひだか町アイヌ施策推進地域計画の記載事項に則り、使用しなければならない。

第2条 乙は5の使用料を、歳入徴収官の発行する納入告知書により納付しなければならない。

第3条 乙は、甲が指定する期日までに使用料を支払わなかったときは、その翌日から支払った日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で算定した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

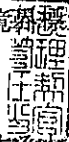
第4条 本契約は、甲が実地の指示をすることによって効力を生ずるものとする。

2 実地の指示は、乙が使用料及び延滞金を完納し、かつ、規則第43条の規定に基づく規約書の作成の協議が整った後に行うものとする。

第5条 乙は、甲の指示する箇所に共用林野の境界標及び以下の表示をした標識を設置しなければならない。

表面 国有林野名 共用林野の種類、面積

裏面 存続期間・共用者住所氏名



第6条 乙は、共用林野の林産物の採取を開始するときは、文書をもって甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

2 乙は、林産物の採取を終わったときは、文書により採取した林産物の種類別数量を甲に申し出なければならない。

第7条 乙は、採取した林産物の数量が表記の数量に達しない場合があっても当該林産物の不足数量の補足又は既納の使用料の返還を請求しないものとする。

第8条 乙は、契約期間中に経済事情に著しい変動があった場合において甲が使用料変更について協議したときは、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第9条 乙は、共用林野については、以下の義務を負うものとする。

(1) 法第13条各号に掲げる事項

(2) 規則第17条、第33条及び第45条第1項に掲げる事項

(3) 看守人の任免について甲に通知すること

第10条 乙は、アイヌ施策推進法第16条第2項において準用される法第23条第1項の規定に基づき契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止された場合は、既納の使用料その他の費用の返還を請求しないものとする。

第11条 甲は、国又は公共団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

第12条 乙が共用林野に被害を及ぼしたときは、乙は甲に対し一切の責を負うものとする。

第13条 乙は、本契約の更新を受けようとするときは、存続期間満了の2カ月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。

第14条 乙は、存続期間が満了したときは、速やかに文書をもって甲に共用終了を届けなければならない。

2 乙は、共用終了に際し、共用林野に設置した境界標その他の物件を収去しなければならない。

第15条 乙は、代表者を変更したときは、新代表者から文書をもって甲に届け出なければならない。

2 乙が前項に定める届出を怠ったため、甲が旧代表者に代理権があると信じてした行為については、新代表者がその責を負うものとする。

第16条 本契約に関連するアイヌ施策推進地域計画又はその記載事項が消滅したときは、甲は、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

第17条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除等)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本野契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

- (1) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 乙が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 乙が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 乙が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 乙が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除等)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条又は第2条の規定により本契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止した場合は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償ないし補償することは要しないものとし、乙は、既納の使用料その他の費用の返還を請求しないものとする。
2 乙は、甲が第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

アイヌ共用林野設定一覧表


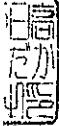
【静内地区】

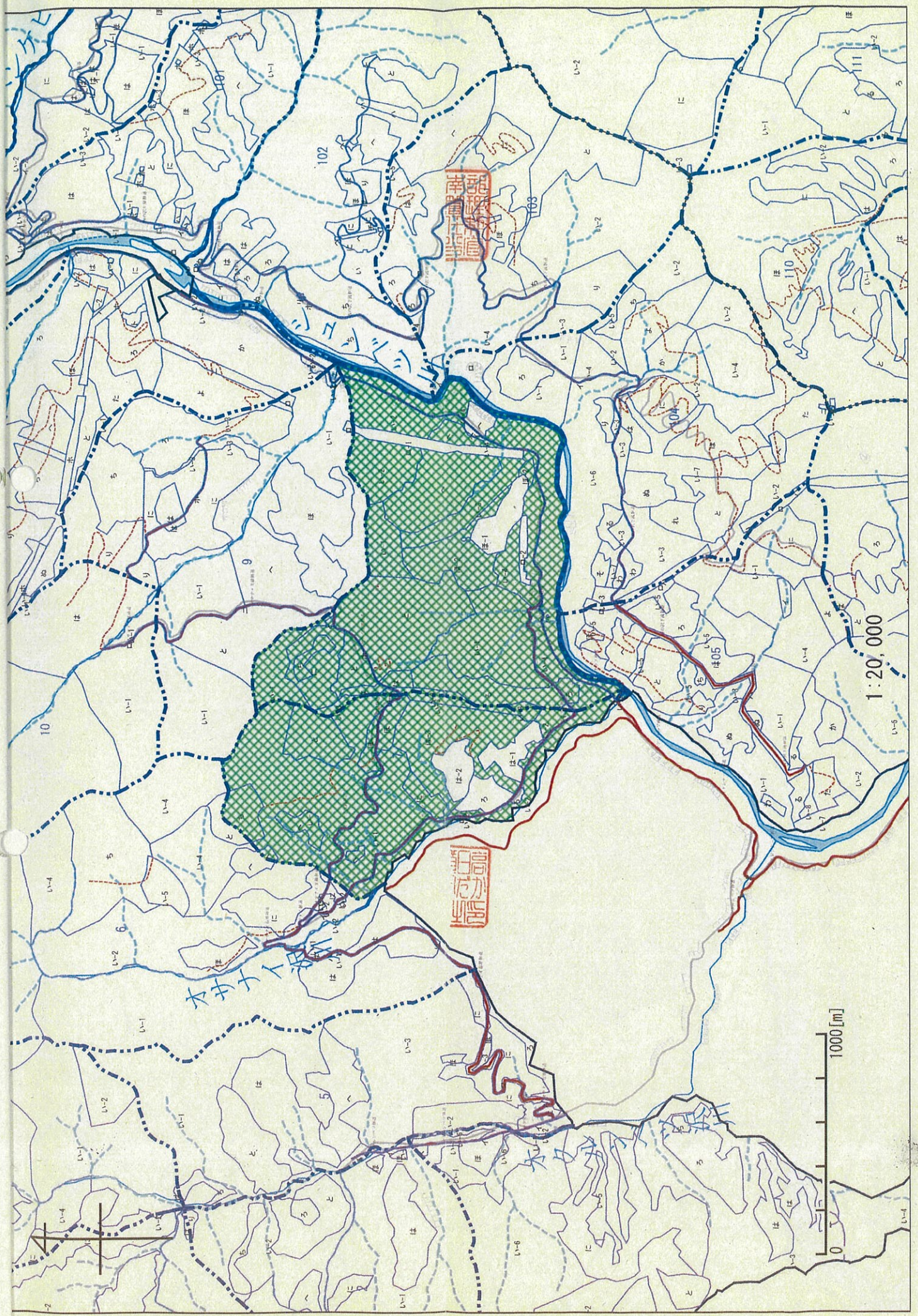
林班	総面積	控 除 地 面 積					設定面積	備考
		貸付地	分収育林	分収造林	その他	計		
7	96.77	0.05	9.23			9.28	87.49	
8	148.79	9.13	3.47			12.6	136.19	
114	148.57	1.96			51.61	53.57	95.00	
116	75.97	7.84				7.84	68.13	
117	149.00	5.83			29.44	35.27	113.73	
118	140.91	3.52			60.00	63.52	77.39	
合計							577.93	

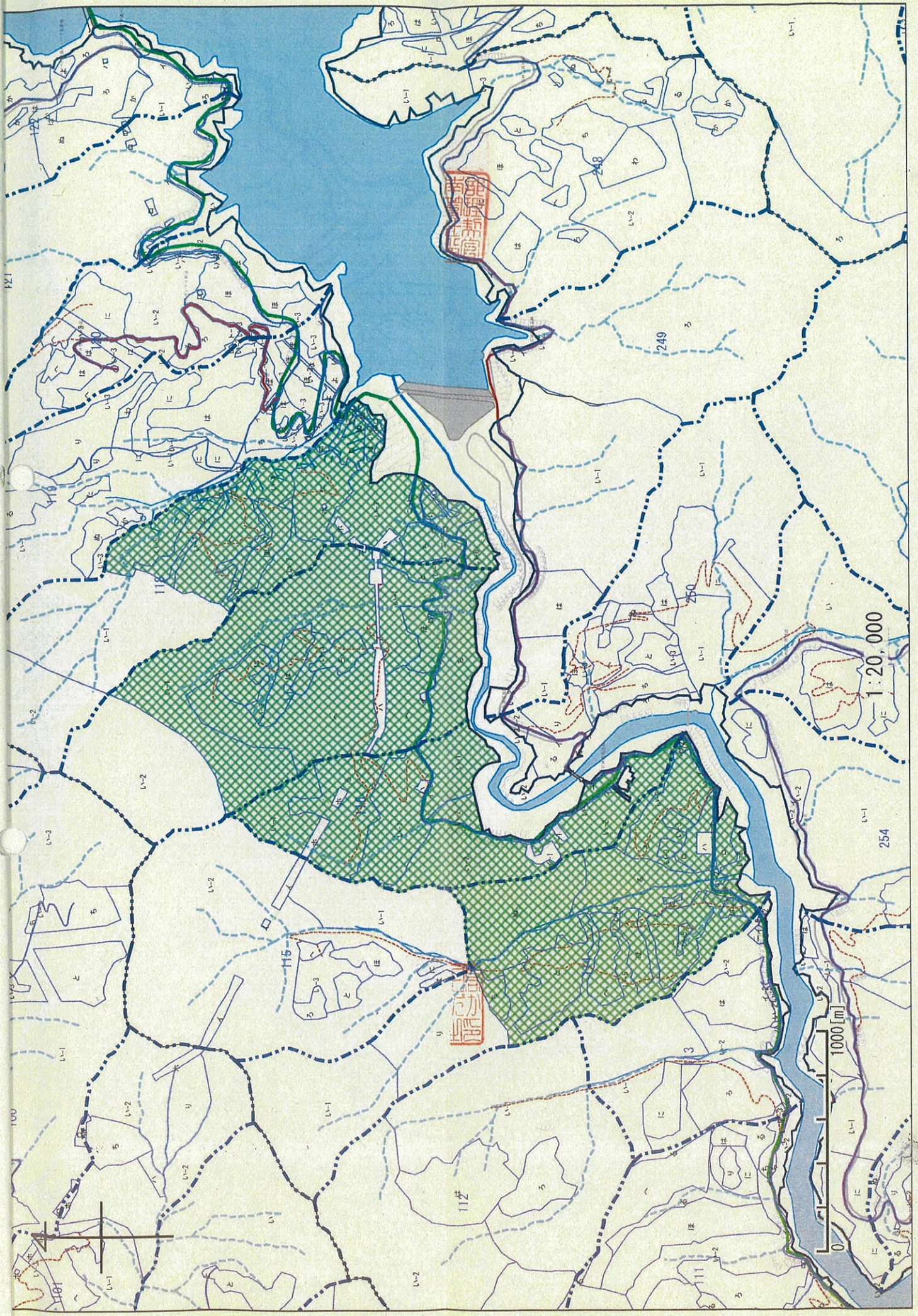
【三石地区】

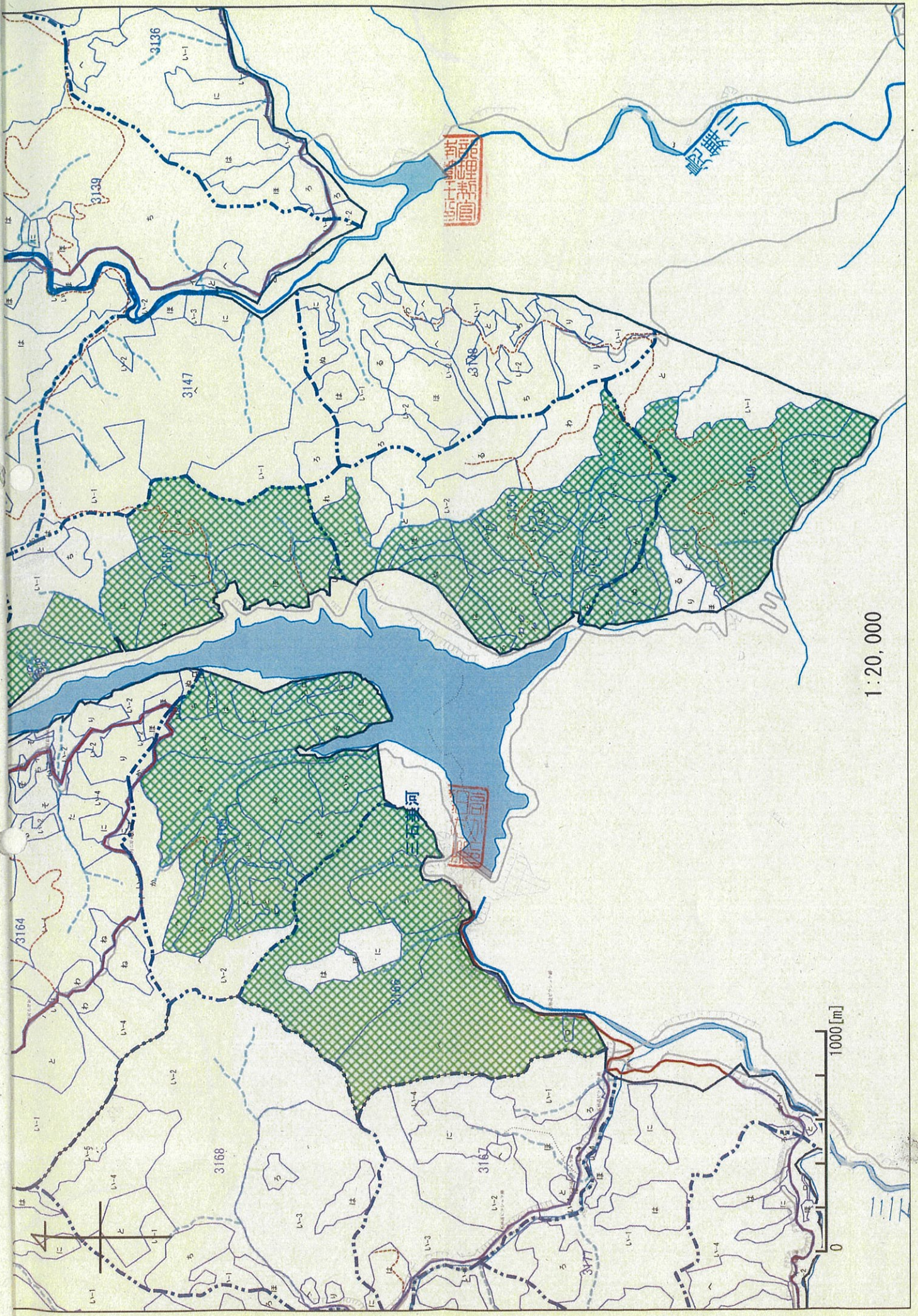
林班	総面積	控 除 地 面 積					設定面積	備考
		貸付地	分収育林	分収造林	その他	計		
3149	91.98	0.18			29.23	29.41	62.57	
3150	116.63	0.25			41.06	41.31	75.32	
3151	90.66				20.34	20.34	70.32	
3165	119.80				22.26	22.26	97.54	
3166	107.44				7.90	7.90	99.54	
3207	85.98	0.02				0.02	85.96	
合計							491.25	

保 護 方 法 書

- 1 共用林野の周辺の要所には、火災、盗伐、誤伐、土地漫用等の加害行為の予防のため、適宜制札を設置するものとする。
- 2 山火事の予防及び消防については、次の方法を講ずるものとする。
 - (1) あらかじめ、山火事の予防及び消防に必要な組織並びに非常報告の方法を定め、日高南部森林管理署長に届け出る。
 - (2) あらかじめ、山火事発生の際の消防団の出動に遺憾のないよう連絡をとっておく。
 - (3) 山火事を発見したときは、直ちに消火に努めるとともに日高南部森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を報告する。
- 3 盗伐、誤伐、土地漫用等の被害発生のおそれがあると認めるとき又はその被害を発見したときは、日高南部森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 4 有害動物及び有害植物の防除については平素注意を喚起し、その被害を発見したときは、その駆除に努めるとともに日高南部森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 5 標識に異常があることを発見したときは、速やかに適切な措置をとるとともに、日高南部森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 6 共用林野内の稚樹については、その保育に平素十分注意し特に産物採取の際はこれを損傷しないよう留意する。
- 7 地域住民の副産物採取のための入林については、共用林野の保護の万全を期する見地から規約書により所要の取締りを行うものとする。
- 8 上記各項に掲げるもののほか日高南部森林管理署長の指示に従うものとする。







1:20,000

1000 [m]
0



杜万部山
202.5

三石西蓬萊

三石東蓬萊

三石川



三石中

三石旭町

日産三石駅

三石小

三石本町

天狗山
202.9

三石本町

三石旭町

日産三石駅

三石西端



善立駅

善内善立

1:20,000



共用者名簿

作成日：令和2年6月24日



住所	氏名	生年月日 性別	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	

住所	氏名	生年月日 性別	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	



アイヌ共用林野設定変更契約書

国（以下「甲」という。）と、共用者（以下「乙」という。）とは、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）及び農林水産省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第4号）並びにアイヌ施策推進法第16条第2項により適用される国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき令和2年7月9日付けで締結した契約について、協議の結果、下記のとおり変更することを約定して変更契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 4年 11月 30日

国

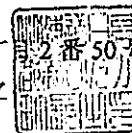
分任契約担当官

北海道日高郡新ひだか町静内緑町5丁目
日高南部森林管理署長 森谷 幸隆



共用者

北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
北海道新ひだか町長 大野 克之



記

1 国有林野所在地

- (1) 変更前（当初契約）
- 【静内地区】北海道日高郡新ひだか町静内
静内国有林 7、8、114、116～118 林班
(控除地あり)
 - 【三石地区】北海道日高郡新ひだか町三石
三石国有林 3149～3151、3165、3166、3207 林班
(控除地あり)
- (2) 変更後
- 【静内地区】北海道日高郡新ひだか町静内
静内国有林 7、8、114、116～118 林班
(控除地あり)
 - 【三石地区】北海道日高郡新ひだか町三石
三石国有林 3134、3136、3139、3145、3146、
3149～3151、3165、3166 林班
(控除地あり)

2 国有林野面積

- (1) 変更前（当初契約） 【静内地区】 577.93 ha
【三石地区】 491.25 ha
- (2) 変更後 【静内地区】 577.93 ha（面積内訳は一覧表、見取図のとおり）
【三石地区】 1,008.72 ha（面積内訳は一覧表、見取図のとおり）



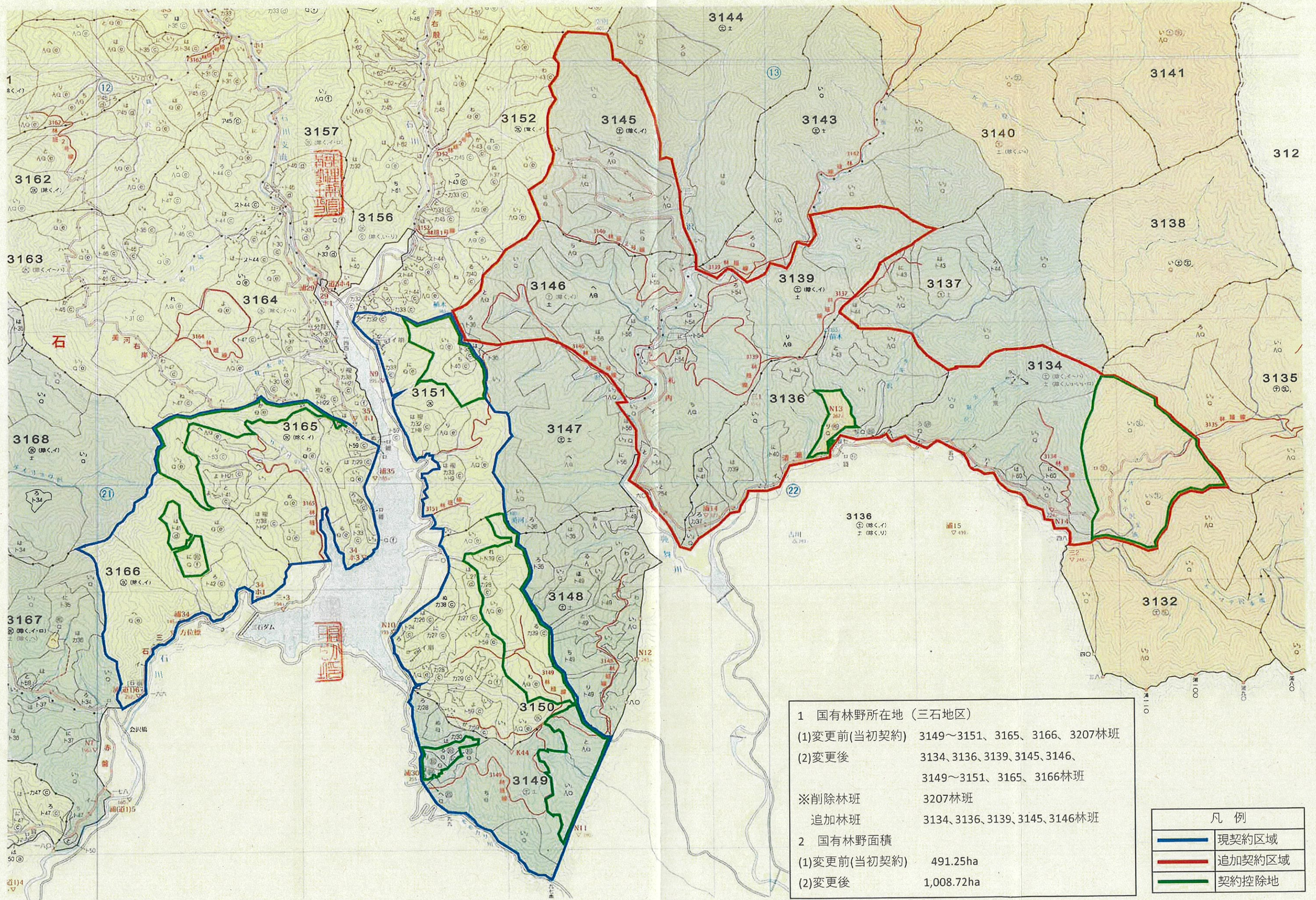
アイヌ共用林野設定一覧表

【静内地区】

林班	総面積	控 除 地 面 積					設定面積	備考
		貸付地	分収育林	分収造林	その他	計		
7	96.77	0.05	9.23			9.28	87.49	
8	148.79	9.13	3.47			12.6	136.19	
114	148.57	1.96			51.61	53.57	95.00	
116	75.97	7.84				7.84	68.13	
117	149.00	5.83			29.44	35.27	113.73	
118	140.91	3.52			60.00	63.52	77.39	
合計	760.01	28.33	12.70		141.05	182.08	577.93	

【三石地区】

林班	総面積	控 除 地 面 積					設定面積	備考
		貸付地	分収育林	分収造林	その他	計		
3134	177.54				67.28	67.28	110.26	
3136	117.71	0.11			6.67	6.78	110.93	
3139	162.35					0.00	162.35	
3145	110.08					0.00	110.08	
3146	109.81					0.00	109.81	
3149	91.98	0.18			29.23	29.41	62.57	
3150	116.63	0.25			41.06	41.31	75.32	
3151	90.66				20.34	20.34	70.32	
3165	119.80				22.26	22.26	97.54	
3166	107.44				7.90	7.90	99.54	
合計	1,204.00	0.54			194.74	195.28	1,008.72	



1 国有林野所在地 (三石地区)

(1)変更前(当初契約) 3149~3151、3165、3166、3207林班

(2)変更後 3134、3136、3139、3145、3146、3149~3151、3165、3166林班

※削除林班 3207林班

追加林班 3134、3136、3139、3145、3146林班

2 国有林野面積

(1)変更前(当初契約) 491.25ha

(2)変更後 1,008.72ha

凡例	
	現契約区域
	追加契約区域
	契約控除地

規 約 書

1 代 表 者

【静内地区】 特定非営利活動法人新ひだかアイヌ協会 大川 勝

【三石地区】 三石アイヌ協会 幌楯 司

2 林産物の採取及び分配

【静内地区】 ヤナギ（枝）：年平均約500本

【三石地区】 ヤナギ（枝）：年平均約100本

3 使用の対価

保護義務を行うことから、林産物の採取に使用させる共用林野は
使用料が免除（無償）

4 共用者の要件・範囲

新ひだか町内に居住する者であって、イナウの作成、使用等を通
じてアイヌ文化の復興等に資する意向のある者等

（別紙 名簿記載者）

